

旅館業のてびき

(旧：旅館業営業を始める方へ)



渋谷区宇田川町1番1号 区役所7階
渋谷区保健所生活衛生課環境衛生係
電話：03-3463-2287

最終改正：令和8年6月

旅館業法以外の法令については、次の部署にお問い合わせください。

渋谷区ラブホテル建築規制条例	住宅政策課 建築調整主査 (12階) 03-3463-2654
用途地域について (都市計画法)	都市計画課 都市計画係 (11階) 03-3463-2620
地区計画について	都市計画課 土地利用審査係 (11階) 03-3463-2637
建物の建築について (建築基準法)	建築課 審査係 (11階) 03-3463-2729
飲食物の提供について (食品衛生法)	生活衛生課 食品衛生第一係・第二係 (7階) 03-3463-2253
消防法令について	渋谷消防署 予防課 (渋谷区神南1-8-3) 03-3464-0119

【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

旅館業とは

旅館業とは宿泊料を受けて人を宿泊させる営業（社会性をもって継続反復されるもの）をいい、次の3つに分類されます。

旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの（例：カプセルホテル、ユースホステル、山小屋）
下宿営業	施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

また、厚生施設や寮なども宿泊料を受けて宿泊させる行為を継続反復する場合は、宿泊者が社員やその家族であっても旅館業となります。

*宿泊料：寝具や部屋の使用料とみなされる費用を徴収すること

*宿泊：寝具を使用して施設を利用すること

根拠法令

旅館業法

旅館業法施行令

旅館業法施行規則

渋谷区旅館業法施行条例

渋谷区旅館業法施行細則

渋谷区旅館業法施行細則の施行に関する要綱

旅館業営業許可申請が必要な場合

- (1) 新規に営業する場合
- (2) 経営主体が変わる場合（承継承認を除く）
- (3) 増改築等により許可施設を大幅に変更する場合（例えば、50%をこえる内部改造や模様替え、拡張部分の面積が既存部分の面積を超える増築）
- (4) 旅館業の種別が変わる場合（例えば、簡易宿所営業⇔旅館・ホテル営業）

営業許可までの流れ

1 事前相談

電話で予約の上、平面図等を持って窓口にお越しください。

生活衛生課環境衛生係（区役所7階） 電話：03-3463-2287

2 標識の設置及び保健所への報告

※ 渋谷区ラブホテル建築規制条例に基づく区長の同意を得る場合は対象外です。

(1) 標識を設置し、近隣住民に営業計画を周知してください。

記載事項・様式	旅館業営業計画のお知らせ（渋谷区旅館業法施行細則別記第1号様式）による
大 き さ	縦1.2m以上、横0.9m以上
設 置 位 置	施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1mとなる位置
設 置 期 間	許可申請の 60日前 から許可を受ける日まで

※ 標識の記載内容、大きさ等は厳密に規定されていますのでご注意ください。

※ いかなる場合も許可を受ける日まで撤去することはできません。

※ 風雨等で外れたり緩んだりしないように設置してください。

(2) 標識を設置した日から起算して**7日以内**に、標識設置届を保健所の窓口に提出してください（要電話予約）。標識を変更した場合も、変更した日から起算して7日以内に、標識設置届を保健所の窓口に提出してください（要電話予約）。

3 説明会の実施及び保健所への報告

※ 渋谷区ラブホテル建築規制条例に基づく区長の同意を得る場合は対象外です。

(1) 標識設置から許可申請までの間に、説明会を実施してください。

① 説明会開催の周知方法

説明会を実施する日の少なくとも**7日前**までに、標識以外に、対象者に対して文書の配付等をして、説明会を実施する日時及び場所について周知してください。

※ 説明会は、対象者が集まりやすい場所（申請予定施設や周辺の貸会議室等）で開催してください。

② 説明会の対象者

ア 旅館業を営もうとする施設の敷地からの距離がおおむね10メートル以内の土地に存する家屋の所有者及び居住者

イ 旅館業を営もうとする施設が共同住宅である1棟の建物に存する場合は、全ての居室の居住者

ウ 旅館業を営もうとする施設が分譲マンションに存する場合は、当該マンションの管理組合又は管理者

エ 旅館業を営もうとする施設が属する町会

※ 町会の連絡先が不明な場合は、地域振興課地域振興係（03-3463-1630）にお問い合わせください。

③ 説明事項

ア 申請予定者の氏名又は名称

イ 営業の種別

ウ 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員等、構造及び用途

【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

- エ 旅館業を開始しようとする日
- オ 旅館業を営もうとする施設の管理及び運営の方法
- カ 工事を伴う場合においては、工事の着手及び完了の予定日
- キ 営業時間中における営業従事者の常駐の方法
- ク 宿泊者の確認の方法
- ケ 宿泊者等による迷惑を及ぼす行為の防止の方法
- コ 廃棄物の保管及び処理の方法
- サ その他区長が必要と認める事項

(2) 説明会を実施した日から起算して**7日以内**に、次の書類を保健所に提出してください（要電話予約）。

- ア 説明会報告書
- イ 対象者の範囲を示した書類その他これらの者を確認できると区長が認める書類
- ウ 説明会の出席者の名簿
- エ 説明会の議事録
- オ 説明会で使用した資料等
- カ 説明会実施の周知に使用した文書等

- ※ 申請予定者は、説明会実施後も住民等から旅館業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、住民等の理解を得られるよう、誠実に対応しなければなりません。
- ※ 説明会を複数回実施する場合は、標識の記載内容が変わるため、その都度**2**の標識の設置から同様の手続きが必要になります。

4 申請

2、**3**の手続きが終了し、標識設置から60日経過した後に申請が可能です。
電話で予約の上、次ページの必要書類等を持って窓口にお越しください。
申請時に建築基準法及び消防法令に関する注意書を交付します。

5 保健所による建築主事・消防署長への通知、教育機関等への照会

- (1) 保健所から建築主事・消防署長へ申請について通知します。
- (2) 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設）の敷地の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合は、法第3条第4項に基づき、保健所から関係機関に照会を行います。
※ 対象施設は、**1** 事前相談の際に確認してお伝えします。

6 完成後検査

保健所による法第3条第4項に基づく教育機関等への照会・照会回答受理や、建築主事・消防署長へ通知が完了し、施設が完成したら、保健所の職員が、構造設備の基準等について検査します。

7 注意書の内容確認

建築基準法及び消防法令への適合を確認するため、建築基準法による確認済証の写しや消防法令に適合している旨の所轄消防機関の通知書の写し等を保健所に提出してください。

8 営業許可書の交付

検査時にお渡しする「営業許可書交付予定日のお知らせ」を持って窓口にお越しください。

【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

許可申請に必要な書類等

書類は、**正副2部**提出してください。

施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等の照会対象施設）の敷地の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合は、**該当施設の数だけ②～⑥を追加**で提出してください。

提出の際は、この順に並べていただくとスムーズです。

必要な書類等		チェック欄	
		正副	照会用
①	旅館業営業許可申請書		
②	旅館業構造設備の概要		
③	営業施設を中心とした半径300m以内の住宅、道路、学校等の見取図		
④	建物配置図		
⑤	各階平面図		
⑥	正面図及び側面図（東西南北）		
⑦	客室面積の算定図		
⑧	衛生（給水、給湯、排水）設備の縦系統図		
⑨	衛生（給水、給湯、排水）設備の平面系統図		
⑩	空調設備の系統図		
⑪	照明設備の系統図		
⑫	客室、浴室（脱衣所を含む）、トイレ等の構造を明らかにした図面（ベッド、リネン庫、監視カメラ、タブレットの位置も記入してください）		
⑬	玄関帳場を設ける場合 玄関帳場の構造を明らかにした図面		
⑭	玄関帳場を設けない場合 玄関帳場代替設備の運用方法を明らかにした書類		
⑮	客室等にガス設備を設ける場合には、その配管図		
⑯	法人の場合 定款又は寄付行為の写し（原本証明を記載） ※原本証明の例（最終ページの余白に記載） 「この写しは原本と相違ありません。 令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 （法人実印）」		
⑰	法人の場合 法人の登記事項証明書（6か月以内）		
⑱	申告書（申請者が法人の場合は役員全員の署名捺印が必要）		
⑲	土地の登記事項証明書（6か月以内）		
⑳	建物の登記事項証明書（6か月以内）		
㉑	賃貸借契約書の写し その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類		
㉒	許可申請手数料（現金） 旅館・ホテル営業 30,600円 簡易宿所営業、下宿営業 16,500円		



【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

許可時の確認書類

建築基準法及び消防法令への適合を確認するため、営業許可書の交付までに次の書類（各1部）を保健所に提出してください。

	確認書類	チェック欄
①	<u>建築確認手続きを要する場合（用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合等）</u> 確認済証の写し <u>建築確認手続きを要しない場合（用途変更する床面積の合計が200㎡以下の場合等）</u> 建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書 （根拠：令和8年5月28日付け厚生労働省・国土交通省通知）	
②	消防法令に適合している旨の所轄消防機関の通知書の写し （根拠：昭和56年1月30日付け厚生省通知）	

保健所長が許可を与えない場合

- (1) 構造設備が基準に適合しないとき
- (2) 施設の設置場所が公衆衛生上不適当なとき
- (3) 申請者が法第3条第2項各号に該当するとき
 - ① 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ④ 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
 - ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - ⑦ 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
 - ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合において、施設の設置により、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき

旅館・ホテル営業で玄関帳場を設けない場合の規定

<確認のポイント>

- (1) 宿泊者の本人確認
 - (2) 鍵の適切な受け渡し
 - (3) 宿泊者名簿の正確な記載（パスポートの確認、コピー）
 - (4) 宿泊者と宿泊者以外の出入りの状況の確認（常時）
 - (5) 緊急時等における迅速な対応（おおむね10分での駆けつけ）
-

旅館業法施行令（抜粋）

第1条 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則（抜粋）

第4条の3 旅館業法施行令第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

渋谷区旅館業法施行条例（抜粋）

第7条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した区規則で定める構造の玄関帳場を設置すること。ただし、区規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

渋谷区旅館業法施行細則（抜粋）

第13条（略）

2 条例第7条第1号ただし書に規定する区規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、おおむね10分で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていること。
- (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を使用して、常時鮮明な画像により、宿泊者名簿の正確な記載の確認、宿泊者の本人確認及び出入りの状況の確認を行うことができる設備を備えていること。
- (3) 対面又はその他確実に宿泊者を確認できる方法により鍵の受渡し及び解錠方法の説明を行う体制が整備されていること。

【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

宿泊者名簿の記載事項

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 連絡先
- ④ 国籍（日本国内に住所を有しない外国人の場合）
- ⑤ 旅券番号（日本国内に住所を有しない外国人の場合）
- ⑥ 年齢
- ⑦ 前泊地
- ⑧ 行先地
- ⑨ 到着日時
- ⑩ 出発日時
- ⑪ 室名

※①～⑤については、旅館業法施行規則第4条の2に規定されています。

※⑥～⑪については、渋谷区旅館業法施行細則第7条に規定されています。

- ・日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替してもかまいません。
- ・宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成の日から3年間保存すること。
- ・宿泊者名簿を備える場所：旅館業の施設、営業者の事務所

営業者の遵守事項

1 営業者は、施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと。
- (2) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
- (3) 営業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、次の事項を記載しておくこと。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所
- ④ 従事職種
- ⑤ 就業年月日

- (4) 営業従事者を常駐させること。

常駐場所	旅館業の施設内、同一敷地内又は隣接敷地内のいずれか
常駐場所に 必要な設備	十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋 客室外において営業従事者が利用することができる便所
常駐時間	原則、営業時間中（営業時間中とは、宿泊者が滞在している時間及び宿泊者が施設を出入りする可能性がある時間全てを指します。）

- (5) 玄関帳場を設置しない場合は、公衆の見やすい位置に、公衆の見やすい大きさに、次の事項を表示しておくこと。

- ① 施設の名称
- ② 施設の所在地
- ③ 緊急連絡先（苦情申出先）
- ④ 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の別

(表示例)

〇〇ホテル（旅館・ホテル営業）
渋谷区〇〇1-2-3 〇〇マンション101
お問い合わせ：090-8765-4321

- ※ 公衆の見やすい位置とは、玄関ドア、集合ポスト、建物の出入口等の近隣住民が容易に確認できる位置を指します。
- ※ 玄関ドアに表示する施設のうち、オートロック等で近隣住民が玄関ドアの表示を確認できない場合は、集合ポスト等にも可能な限り表示してください。
- ※ 表示の大きさに基準はありませんが、通常、人が立ち止まって読むことができる大きさとしてください。
- ※ 風雨や日光に晒される場所に表示する場合は、UVカットラミネート加工等を施してください。
- ※ 施設の名称、施設の所在地は、申請書の記載と揃えてください。
- ※ 表示の様式は定めていません。①～④の事項が記載されていれば、適宜項目の文言や順序を変更して差し支えありません。

2 営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければなりません。

3 営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないように留意しなければなりません。

渋谷区旅館業法施行細則の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号。以下「細則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第2条 細則第2条第3項に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共有名義の自己所有施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書並びに建物の所有者全員の使用承諾書
- (2) 建物の所有者が申請者と同一であり、その使用権原が申請者にあることが明白な自己所有施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書
- (3) 賃貸借契約を締結している施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写し並びに使用承諾書。ただし、建物の所有者と申請者の間に結ばれた賃貸借契約であって、賃貸借契約書の使用目的や用途に旅館業を営むことが明白である記載がある場合は、使用承諾書の添付は要しない。
- (4) 分譲マンションにおいて賃貸借契約を締結している施設の場合 当該施設に係る登記事項証明書、施設所有者の使用承諾書及び共用部分に係る管理組合の使用承諾書。ただし、管理組合が組織されていない分譲マンションである場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等旅館業が営まれた際に宿泊客等が共有部分を使用することについて、当該施設の居住者が認めている旨明記された書類
- (5) 分譲マンションにおいて申請者が区分所有者である施設の場合 施設に係る登記事項証明書及び共有部分についての使用承諾書。ただし、管理組合が組織されていない分譲マンションである場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等旅館業が営まれた際に宿泊客等が共有部分を使用することについて、当該施設の居住者が認めている旨明記された書類
- (6) 分譲マンションにおける共有部分の施設の場合 施設に係る登記事項証明書（共有部分として登記されているものに限る。）及び当該施設に係る旅館業を営む旨が明記された規約の写し
- (7) その他旅館業を営むために必要な権原を証する書類

(使用承諾書)

第3条 前条各号の使用承諾書に記載が必要な項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 旅館業を営もうとする施設の所在地
- (2) 施設の名称
- (3) 旅館業を営もうとする申請者の住所、氏名及び電話番号
- (4) 旅館業を営もうとする施設の契約者の住所、氏名及び電話番号
- (5) 申請者と契約者の関係
- (6) 旅館業を営もうとする施設の所有者又は管理組合が、旅館業に関わる事業実施について当該施設の使用を承諾したことを証明する記載

変更届

次の内容を変更する場合は、変更後速やか（10日以内）に届け出てください。

- ① 施設の名称
 - ② 営業者（個人）の住所
 - ③ 営業者（個人）の氏名
 - ④ 営業者（法人）の名称
 - ⑤ 営業者（法人）の事務所所在地
 - ⑥ 営業者（法人）の代表者
 - ⑦ 管理者氏名
 - ⑧ 構造設備（※施設の平面図（内法での寸法や設備の配置がわかるもの）をご用意の上、事前にご相談ください。また、関係機関（建築や消防）にもご相談ください。）
 - ⑨ 玄関帳場（※届出前に、変更内容について事前にご相談ください。）
- ＜提出書類＞ 変更届
- ＜添付書類＞ ③の場合：戸籍抄本
④⑤の場合：変更内容がわかる登記事項証明書
⑥の場合：変更内容がわかる登記事項証明書及び申告書
⑧⑨の場合：変更前後の内容や図面

※ 届出済証を希望する場合は、全ての書類を2部ずつ提出してください

停止届

営業の一部を停止したとき又は営業の全部を停止したときは、速やか（10日以内）に届け出てください

＜提出書類＞ 停止届

廃止届

営業を廃止したときは、速やか（10日以内）に届け出てください

＜提出書類＞ 廃止届

＜添付書類＞ 営業許可書

営業の承継

1 相続による承継

旅館業を営む者が死亡した場合、その相続人が引き続き旅館業を営もうとするときは、被相続人の死亡後60日以内に承認申請し、承認を受けなければなりません。

＜必要書類等（正副2部）＞

- ① 旅館業営業承継承認申請書（相続）
 - ② 承継者が旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
 - ③ 戸籍の全部事項証明書その他、許可名義人と相続人全員の関係が明確に確認できるもの
 - ④ 相続人全員の同意書（営業の承継者として選定された相続人以外の相続人全員がそれぞれ自筆で署名捺印したもの）
 - ⑤ 手数料 9,700円
- * 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合は、許可申請に必要な書類等の②～⑥を追加で提出する必要があります。

2 法人の合併又は分割による承継

旅館業を営む法人が合併又は分割する場合は、合併又は分割の登記前に承継承認手続きを行い、承認されれば、承継先の法人が営業を承継することができます。合併又は分割の登記前に承継承認手続きが完了しなかった場合、新規許可申請が必要になりますのでご注意ください。

＜必要書類等（正副2部）＞

- ① 旅館業営業承継承認申請書（合併又は分割）
 - ② 合併契約書又は分割計画書の写し（吸収分割の場合には分割契約書の写し）
 - ③ 承継先の法人の定款又は寄付行為の写し
 - ④ 旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
 - ⑤ 登記事項証明書（合併又は分割登記後に提出）
 - ⑥ 手数料 9,700円
- * 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合は、許可申請に必要な書類等の②～⑥を追加で提出する必要があります。

3 譲渡による承継

事業を譲渡する場合は、譲渡前に承継承認手続きを行い、承認されれば、承継先の法人又は個人が営業を承継することができます。譲渡前に承継承認手続きが完了しなかった場合、新規許可申請が必要になりますのでご注意ください。

＜必要書類等（正副2部）＞

- ① 旅館業営業承継承認申請書（譲渡）
 - ② 旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
 - ③ 譲受人の定款又は寄付行為の写し（譲受人が法人の場合）
 - ④ 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
 - ⑤ 旅館業の譲渡を証する書類
 - ⑥ 手数料 9,700円
- * 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100m（110m）の区域内にある場合は、許可申請に必要な書類等の②～⑥を追加で提出する必要があります。

構造設備の基準等（旅館・ホテル営業）

項目	基準等	根拠											
客室	1客室の床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積の合計が7㎡（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上であること	令1-1-1 条7-1-4 細14-1										
	採光窓	睡眠、休憩等の用に供する部屋には、採光のための外部に面する窓を設けること											
	区画	客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること											
	階層式寝台 (設ける場合)	各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1m以上であること	条7-1-8										
	ガス設備 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> 専用の元栓を有すること ガス管は耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること 											
寝具	宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること	条7-1-5											
	寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること	条7-1-6											
浴室	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないこと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること	令1-1-4											
	浴室又はシャワー室（脱衣室を含む）の内部が外から見通せない構造とすること	条7-1-7											
	共同用の浴室又はシャワー室（設ける場合）		<ul style="list-style-type: none"> 原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室をそれぞれ付設すること 										
	浴槽水を循環させる場合		<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの又はろ材の交換が適切に行える構造 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造 										
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令1-1-3											
洗面	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令1-1-5											
	洗面設備を付設していない客室がある場合	<p>当該客室の合計定員が20人以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6人以上10人以下</td> <td>11人以上15人以下</td> <td>16人以上20人以下</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>当該客室の合計定員が21人以上の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数</p>	合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下	数	1	2	3	4	条7-1-10 細16
合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下									
数	1	2	3	4									
便所	適当な数の便所を有すること	令1-1-6											
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること	条7-1-9											
	便所を付設していない客室を有する階	<p>当該客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、宿泊定員に応じた数の便器を設置</p> <p>男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする</p> <p>当該客室の合計定員が20人以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6人以上10人以下</td> <td>11人以上15人以下</td> <td>16人以上20人以下</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下	数	1	2	3	4	細15 細15-1-1
	合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下								
	数	1	2	3	4								
		当該客室の合計定員が21人以上200人以下の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数	細15-1-2										
	当該客室の合計定員が201人以上の場合：200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする）を増すごとに1を22に加算した数	細15-1-3											
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として	令1-1-2 規4の3											
	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること 												
	設ける場合		<p>宿泊者の利用しやすい位置に設置し、受付等の事務に適した構造</p> <p>宿泊者の出入りを確認することができる位置にあり、宿泊者と受付従業員が面接できる構造で視界を妨げる障害物を設置しないこと</p>	条7-1-1 細13-1									
	設けない場合	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、おおむね10分で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていること 営業者自らが設置したビデオカメラ等を使用して、常時鮮明な画像により、宿泊者名簿の正確な記載の確認、宿泊者の本人確認及び出入りの状況の確認を行うことができる設備を備えていること 対面又はその他確実に宿泊者を確認できる方法により鍵の受渡し及び解錠方法の説明を行う体制が整備されていること 	細13-2										
ロビー・食堂 (設ける場合)	宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有すること	条7-1-2											
調理場 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防湿設備を設けること 十分な能力の換気設備を有すること 	条7-1-3											
見通し	設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待待客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること	令1-1-7											
その他	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと	令3-1											
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと	令3-2											

根拠法令 旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）

構造設備の基準等（簡易宿所営業）

項目	基準等		根拠											
客室	1客室の床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積の合計が3㎡以上であること	条8-1-1 細14-1											
	客室の延床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の延べ床面積の合計が33㎡（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること	令1-2-1 細14-2											
	採光窓	睡眠、休憩等の用に供する部屋には、採光のための外部に面する窓を設けること	条7-1-4 条8-3											
	階層式寝台 （設ける場合）	各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1m以上であること	令1-2-2 条8-1-3											
	多人数で共用しない客室	多人数で共用しない客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の1/2未満とすること	条8-1-4											
	ガス設備 （設ける場合）	・専用の元栓を有すること ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること	条7-1-8 条8-3											
	多人数で共用する客室内の浴槽、便所及び洗面所は、各々を独立して設置すること		条8-1-7											
寝具	・宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること ・寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること		条7-1-5 条7-1-6 条8-3											
浴室	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること		令1-2-4											
	浴室又はシャワー室（脱衣室を含む）の内部が外から見通せない構造とすること		条7-1-7 条8-3											
	共用用の浴室又はシャワー室（設ける場合）	・原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること ・宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室をそれぞれ付設すること												
	浴槽水を循環させる場合	・ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること ・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの又はろ材の交換が適切に行える構造 ・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造 ・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造 ・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造 ・循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造												
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		令1-2-3											
洗面	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること		令1-2-5											
	洗面設備を付設していない客室がある場合	当該客室の合計定員が20人以下の場合 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6人以上10人以下</td> <td>11人以上15人以下</td> <td>16人以上20人以下</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> 当該客室の合計定員が21人以上の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数	合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下	数	1	2	3	4	条7-1-10 条8-3 細16	
合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下										
数	1	2	3	4										
便所	適当な数の便所を有すること		令1-2-6											
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること		条8-1-6											
	多人数で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階	当該客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること		細15										
		男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする												
		当該客室の合計定員が20人以下の場合 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>合計定員</td> <td>5人以下</td> <td>6人以上10人以下</td> <td>11人以上15人以下</td> <td>16人以上20人以下</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>		合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下	数	1	2	3	4	細15-1-1
		合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下								
数	1	2	3	4										
当該客室の合計定員が21人以上200人以下の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数		細15-1-2												
当該客室の合計定員が201人以上の場合：200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする）を増すごとに1を22に加算した数		細15-1-3												
玄関帳場	宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した玄関帳場その他これに類する設備を有すること		条8-1-5											
調理場 （設ける場合）	・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること ・宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること ・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること ・十分な能力の換気設備を有すること		条7-1-3 条8-2											
その他	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと		令3-1											
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと		令3-2											

根拠法令 旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）

構造設備の基準等（下宿営業）

項目	基準等		根拠									
客室	1客室の床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積の合計が4.9㎡以上であること	条9-1-1 細14-1									
	採光窓	睡眠、休憩等の用に供する部屋には、採光のための外部に面する窓を設けること	条7-1-4 条9-3									
	ガス設備 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> 専用の元栓を有すること ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること 	条7-1-8 条9-3									
寝具	寝具類の収納設備は、客室ごとに設置すること		条9-1-2									
浴室	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること		令1-3-2									
	浴室又はシャワー室（脱衣室を含む）の内部が外から見通せない構造とすること		条7-1-7 条9-3									
	共用用の浴室又はシャワー室（設ける場合）	<ul style="list-style-type: none"> 原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室をそれぞれ付設すること 										
	浴槽水を循環させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの又はろ材の交換が適切に行える構造 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造 										
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		令1-3-1									
洗面	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること		令1-3-3									
	洗面設備を付設していない客室がある場合	<p>当該客室の合計定員が20人以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計定員</th> <th>5人以下</th> <th>6人以上10人以下</th> <th>11人以上15人以下</th> <th>16人以上20人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該客室の合計定員が21人以上の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数</p>	合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下	数	1	2	3	4
合計定員	5人以下	6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下								
数	1	2	3	4								
便所	適当な数の便所を有すること		令1-3-4									
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること		条7-1-9									
	便所を付設していない客室を有する階	当該客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、宿泊定員に応じた数の便器を設置		条9-3								
		男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする		細15								
		当該客室の合計定員が20人以下の場合		細15-1-1								
		合計定員	5人以下		6人以上10人以下	11人以上15人以下	16人以上20人以下					
数		1	2	3	4							
当該客室の合計定員が21人以上200人以下の場合：20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする）を増すごとに1を4に加算した数		細15-1-2										
当該客室の合計定員が201人以上の場合：200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする）を増すごとに1を22に加算した数		細15-1-3										
調理場 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること 十分な能力の換気設備を有すること 		条7-1-3 条9-2									
その他	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと		令3-1									
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと		令3-2									

根拠法令 旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）

【令和8年7月1日以降の新規申請者向け】

衛生に必要な措置等の基準（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業共通）

項目	基準等		根拠
客室	定員	1客室の有効部分（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分）の面積が1.5㎡（階層式寝台を設けない場合にあつては、3㎡）につき1人	条4-1-5 細8
	ガス設備 (設ける場合)	・宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと ・元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと	条4-1-6
寝具	・布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること ・シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること		条4-1-4
浴室	・湯栓及び水栓には、清潔な湯水を十分に供給すること ・浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、次に掲げる条件のいずれにも該当するときは、換水及び清掃を7日に1回以上とすることができる (1) 白湯のみを使用していること (2) 浴槽内に気泡を発生させる装置がないこと (3) 循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと (4) 浴槽が屋外に設置されていないこと (5) 浴槽及び関連装置の維持管理が適正に行われ、良好な状態が保たれていること ・共同用の浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと		条4-1-7 細10 細11
	貯湯槽を使用する場合	・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、清掃及び消毒を1年に1回以上行うこと ・貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと ・清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること	
	浴槽水を循環させる場合	・ろ過器は、逆洗浄等を1週間に1回以上行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと ・浴槽水を循環させるための配管は、内部の消毒を1週間に1回以上行うこと ・集毛器は、清掃を毎日行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること ・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること ・浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること ・清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること	
換気	・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと ・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと		条4-1-1
照明	定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること		条4-1-2
洗面	洗面所には、清潔な湯水を十分に供給すること		条4-1-8
便所	便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-10
その他	客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと		条4-1-3
	客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-9
管理者	上記の宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない		条4-1-11

営業者の遵守事項（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業共通）

項目	基準等	根拠
施設名称の表示	施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと	条6-1-1
室番号・室名の表示	客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと	条6-1-2
営業従事者名簿	営業の施設には、営業従事者名簿を備え付けること	条6-1-3
	記載事項：氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日	細12
常駐	営業従事者を常駐させること	条6-1-4
	常駐場所：旅館業の施設内、同一敷地内又は隣接敷地内のいずれか 常駐場所に必要な設備：十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋 客室外において営業従事者が利用することができる便所 常駐時間：原則、営業時間中	細12の2
緊急連絡先等の表示	玄関帳場を設置しない場合は、公衆の見やすい位置に、緊急連絡先等を表示しておくこと	条6-1-5
	表示事項：施設の名称、施設の所在地、緊急連絡先、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の別 公衆の見やすい大きさと風雨及び紫外線に耐え得る材質のものを用いるものとする	細12の3
その他	営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない	条6-2
	営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないように留意しなければならない	条6-3

根拠法令 旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）